

警察庁政策評価研究会
第41回議事録

令和6年7月9日開催

警察庁長官官房企画課

第 41 回警察庁政策評価研究会

1 日時

令和 6 年 7 月 9 日（火）午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分までの間

2 出席者

○ 委員（五十音順）

内山 融 東京大学大学院総合文化研究科教授（座長）
野口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
峰 ひろみ 東京都立大学法科大学院教授
横山 淳 株式会社 PMA グループ代表取締役

○ 警察庁

飯利 雄彦 長官官房政策立案総括審議官
江口 有隣 長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
和田 薫 長官官房審議官（生活安全局担当）
親家 和仁 長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
阿部 竜矢 長官官房審議官（交通局担当）
千代延 晃平 長官官房審議官（警備局担当）
阿部 文彦 長官官房審議官（サイバー警察局担当）
岩田 康弘 長官官房参事官
藤井 陽介 長官官房企画課理事官

3 報告事項

- (1) 令和 5 年度政策評価実施結果報告書（案）について

4 議題

- (1) 令和 5 年度実績評価書（案）について
- (2) 令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (3) 規制の事後評価書（案）について

5 議事録

(藤井理事官)

それでは定刻になりましたので、第 41 回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきますと思います。

私は本日の進行を担当いたします、警察庁企画課理事官の藤井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

議事に先立ちまして、政策立案総括審議官の飯利から御挨拶申し上げます。

(飯利政策立案総括審議官)

おはようございます。政策立案総括審議官の飯利でございます。

本日は大変御多忙のところ、委員の皆様方には本政策評価研究会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

警察における政策評価につきましては、昨年大幅に変更されました政府全体の基本指針を踏まえまして、昨年度より三か年を試行的な取組の期間とし、警察の政策の特徴を踏まえた独自の評価方法の確立に取り組んでいるところでございます。本年度はその二年目でございます。

委員の皆様方には、本研究会でお示しいたしました評価の叩き台について、真に政策の改善に資する評価となっているのかどうか、そして国民の皆様に分かりやすく評価内容が示されているか、そうした双方の観点から、ぜひ忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(藤井理事官)

続きまして、出席者の御紹介をさせていただきます。

まず、東京大学大学院総合文化研究科教授の内山委員です。

(内山委員)

よろしくをお願いいたします。

(藤井理事官)

続きまして、一橋大学大学院法学研究科教授の野口委員です。

(野口委員)

野口です、よろしくをお願いいたします。

(藤井理事官)

続きまして、東京都立大学法科大学院教授の峰委員です。峰委員におかれましては、今年度より新たに本研究会の委員に御着任いただいております。

(峰委員)

峰でございます。よろしくをお願いいたします。

(藤井理事官)

続きまして、株式会社 PMA グループ代表取締役の横山委員です。

(横山委員)

横山と申します。よろしくをお願いいたします。

(藤井理事官)

続きまして、当研究会の座長についてお話しさせていただきたいと思います。

今回の座長につきましては、内山委員にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ではここからは内山座長に司会をお願いしたいと思います。内山座長よろしくお願いたします。

(内山座長)

それでは座長を務めさせていただきます。

まず、審議に入る前に、当研究会における留意事項を説明いたします。警察庁の説明に対して質問や発言がある場合は、Webexの挙手機能又はチャットを用いてそのことを明らかにしてください。また、発言者の発言が聞こえなくなるようなことがあれば、チャットにてお知らせください。

次に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について確認いたします。総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議については原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められておりますが、当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなどの特殊性を考慮して、一般公開はせず、議事録は警察庁のウェブサイト上で公開しております。今回も同様の取り扱いとしたいと思いますので御了承願います。議事録は事務局で作成した案を後日皆様に確認していただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題に入ります。まずは報告事項の1について、事務局から説明をお願いいたします。

(藤井理事官)

報告事項1、令和5年度政策評価実施結果報告書につきまして、事務局から御説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年度中に国家公安委員会及び警察庁が行った政策評価の実施結果及びその政策への反映状況を取りまとめた資料となります。昨年研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、今回は報告事項とさせていただきます。私からは以上となります。

(内山座長)

それでは次に議題に移りたいと思います。今年度は、関連性の深い評価書については連続して説明していただき、まとめて質疑・意見交換を行う形式で進めたいと思います。

まずは議題1のうち「子供の性被害防止対策の推進」、「重要犯罪等の検挙向上」、「犯罪組織の存立基盤の弱体化」及び「特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進」について、警察庁から御説明をお願いいたします。

(藤井理事官)

それではまず「子供の性被害防止対策の推進」につきまして、説明者の和田生活安全局担当審議官よろしくお願いいたします。

(和田審議官)

おはようございます。生活安全局の審議官の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ます。私からは、今御紹介がありました、市民生活の安全と平穩の確保、その中でも子供の性被害防止対策の推進について、御説明をいたします。

子供を性被害から守るためには、いかに被害を未然に防止するか、また実際に発生した性犯罪について取締りを徹底することにより、被害を潜在化・長期化させないということが重要と考えております。

まず第一といたしまして、子供への性犯罪の取締り強化についてです。別紙1の中で三つ項目を挙げております。

一つ目が捜査能力の向上です。捜査員の側で常に最新の情勢をベースに捜査の質を改善していく必要があります。例えば最新の事例の共有でありますとか、それぞれのSNSごとの特徴の理解の促進、さらに最近ですと、改正刑法等の法令の知識の普及等について取組を進めております。

二つ目が取締りの強化です。刑法が改正され、その中で不同意性交等、不同意わいせつでありますとか、撮影罪等が設けられ、厳正な対処を求められているところです。資料右側に掲げておりますが、新たな刑法犯についても取締りを強化した結果、児童買春事犯等の検挙件数が増えているということでもあります。さらに、恋愛感情、師弟関係等に根ざす潜在化した犯罪でありますとか、低年齢児童を狙うグループによる犯行等、被害認識に乏しく累犯性の高いものについて検挙を進める必要があるということで、具体的な事例や改正刑法等による検挙等の状況について、数字を掲げております。

三つ目が外国捜査機関等との連携です。児童ポルノについては、外国捜査機関との捜査の連携が極めて重要であります。児童ポルノ事犯に関する検挙件数等についても、資料右側にグラフとして掲げております。

続いて第二といたしまして、別紙2のとおり、子供の性被害撲滅のための国民意識の向上ということで、性被害をいかに抑止するかということです。

(4)と(5)で記載しておりますが、その本人あるいは保護者に対する広報啓発を強化しております。その結果、資料の右側に記載しておりますが、自ら撮影した画像に係る検挙件数等を減らすことができたと考えております。

さらに、児童等の出会いの場、犯罪の温床となり得る SNS プラットフォームに対し、様々な働き掛けをしており、SNS に起因する事犯の被害児童数について若干の減少が見られるところです。他にも、ラブホテル等、同じくそのような場となり得るところに対する働き掛けを行った結果、ラブホテル等を場とする事犯についても、若干被害児童数の減少が見られております。

このように、新規被害の抑止、潜在化する被害の掘り起こし、更には事件の検挙ということで、パッケージは成果があると考えておりますが、一方で新規の小学生利用者の増加でありますとか、日々SNS の新規利用者が増加している状況の中で、いかに潜在被害者に呼び掛けを継続強化するか、更に若者に魅力的な広報媒体を考えたり、相談しやすい窓口の設定・紹介等を行ったりすることが極めて重要であると考えております。こうした観点から課題を抽出いたしまして、今年度以降の取組に的確に反映できるよう取組を進めてまいります。以上でございます。

(藤井理事官)

ありがとうございます。続きまして、残りの「重要犯罪等の検挙向上」、「犯罪組織の存立基盤の弱体化」及び「特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進」の部分につきまして、説明者の親家刑事局担当審議官よろしくお願ひいたします。

(親家審議官)

刑事局担当の審議官の親家でございます。よろしくお願ひいたします。私の方から三点、まずは一つ目、基本目標2の業績目標1、「重要犯罪等の検挙向上」についてでございます。

業績目標につきましては、重要犯罪等、これは国民が真に解決を期待している犯罪、というふうに位置付けておりますが、その検挙に向けた取組を推進するということでございます。取組については別紙の方で御説明いたします。

別紙の左側の具体的な取組状況、上の枠は検挙対策等ということで、これは捜査体制や捜査の進め方について記載しております。捜査本部の設置であるとか、性犯罪捜査の推進ということでございます。それから下の枠はシステム及び制度の活用ということで、これは客観証拠や情報をどのように集めていって検挙につなげるか、という観点の取組でございます。

右側の主な成果のところでは検挙率を挙げておりますが、ざっくりとした数字になりますので、今回は中間指標というものも作成しております。中間指標においては、検挙対策等におけるそれぞれの取組に係る数値として、捜査本部設置事件の解決・被疑者検挙につながった割合等を記載しているところでございます。また、システム及び制度の活用に関連して、防犯カメラ画像等の客観証拠を端緒とした検挙件数、指掌紋やDNA型での捜査の結果を中心に記載しております。

主な成果の検挙率でございますが、5年平均で比べると、どの罪種で見ても少し低くなっているというところはございます。表紙の現状のところはそのあたりのことを記載しておりますが、この5年で見ると、コロナ禍の影響で令和2年度、3年度あたりの認知件数、犯罪の発生がかなり減っています。一方、警察活動というのは、コロナ禍においても行っておりますので、それなりに検挙件数があったため、この令和2年度、3年度あたりの検挙率が上がっております。この影響で検挙率の過去5年間の平均は高水準になっており、それと比べると令和5年度は下がっているというところはあるかと思っております。また、不同意性交等や不同意わいせつにつきましては、法改正で構成要件等が整理された影響もありまして、かなり届出が増えておりますので、まだその処理が追いついていない状況も見られるのかなと考えております。

今後の課題としては、引き続き重要犯罪等については集中的な捜査をやっていく、また各種訓練をしてそれに備えていくということがあります。また、検挙対策等のところに記載しておりますが、新たな治安上の脅威として外国人グループによる連続的・広域的な窃盗というものがありますので、これにも対処していきたいと思っております。また、客観証拠について、客観証拠が端緒となるものも増えているとはいえ、まだまだ増やすことができるのではないかと考えておりますので、これをさらに伸ばしていくべく、防犯カメラに

ついて効率的に収集分析をする、あるいは鮮明化作業をやる。それから DNA 型や指掌紋については取りこぼしが無いよう、しっかりと機材の整備、人員の確保を行っていくということを考えております。この項目は以上でございます。

次に基本目標 3 の業績目標 1、「犯罪組織の存立基盤の弱体化」についてでございます。この業績目標につきましては、犯罪組織や暴力団、あるいは最近新たに定義付けました匿名・流動型犯罪グループ、こういったものの存立基盤の弱体化を図るということでございます。取組について別紙で説明をさせていただきたいと思っております。大きく分けて三つございます。

一つは従来の暴力団対策というものであります。これは、暴対法を効率的に活用して暴力団を締め上げる、暴力団の勢力を少なくしていくというものでございます。

次に匿名・流動型犯罪グループ、これは新たに定義付けた、暴力団のようなカチツとした組織でない、中核部分が匿名化されていて、その実行行為者を入れ替えて犯行に及ぶ、特殊詐欺等を行っているようなグループでございますけれども、こういったものの対策を強化しようということでございます。

最後が犯罪収益対策、これは暴力団も匿名・流動型犯罪グループも共通いたしますが、彼らが目的としているところは、やはり犯罪収益であります。この面からきちっと絞っていこうということで、この三つの対策を実行しているところでございます。

成果としては、まず暴力団の構成員の減少が見られます。それから匿名・流動型犯罪グループの方は昨年定義付けたものですから、まだ具体的な数値を取り始めたところでございますが、色々な事件を検挙しているというところであります。犯罪収益対策では、なかなか難しい面がありますが、没収・追徴までつなげていこうという取組をしております、一定の成果を得ているところでございます。その他の成果のところには、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが実行することが多い類型の事件の検挙件数を書いているところでございます。

1 枚目に戻っていただきまして、課題として、暴力団については引き続き対策を強化していくということでございます。匿名・流動型犯罪グループについては、新たな取組でございますので、警察庁の方でも長官官房参事官という役職を作って、全体的に横串を刺して部門横断的な取組を指導するという体制を整えておりまして、今度は県の方でも同じような体制を整え、部門間の壁をなくして対策を講じるということを進めていくことにしております。

犯罪収益対策については、まだ犯罪収益からの捜査というものが主になっていないところがあります。発生した詐欺や窃盗からの捜査だけではなくて、犯罪収益から、これらの組織が何かやっているのではないかとということを見つけて出して、それを犯罪として検挙していく、そういったことに力を入れていかなければいけないと考えているところでございます。この項目は以上でございます。

次に業績目標 2、「特殊詐欺等の検挙対策及び被害防止対策の推進」でございます。これにつきましては、問題となっている特殊詐欺について、被疑者の早期検挙あるいはその被害の防止を図ることが業績の目標でございます。

取組について別紙で説明をいたします。この取組の大きな柱は三つあります。一つ目は被害の防止対策、いかに被害に遭わないように色々な働き掛けをするか、仕組みを作るかということでございます。二つ目が犯行ツール対策、犯行に用いられる口座や電話等、こういったものをどのようにして利用されないように絞っていくかということでございます。三つ目は取締り、これはまさに犯罪グループの実態を解明して検挙していくという取組でございます。

これらもその主な成果、最終目的は特殊詐欺の認知件数や被害総額を減らすという大きな目標になっておりますので、その前段として中間指標というものを設定してございます。まず、被害防止対策について、コールセンターによる被害の防止件数、あるいは金融機関等と連携した未然防止に関する成果を記載しております。また、犯行ツール対策について、電話等が用いられることも多いということでありまして、犯行に利用された電話番号を利用停止にした件数、あるいはそういった電話を詐欺的に契約する、あるいは不正な売買、レンタルをする、こういった助長犯罪の検挙件数を記載しております。取締りについては、中枢被疑者の検挙、あるいは組織的犯罪処罰法の検挙人員を記載しております。

1枚目に戻っていただきまして、今後の課題について、これは継続して取り組まなければならないことではございますが、被害防止のためには、どんどん変化していく手口に合わせた広報啓発というものが必要となってまいります。

また、どれだけ広報しても、「これは詐欺ではない」と思ってしまう方もおられるので、やはり電話を受けないようにするためどのような対策をしていくか、ということも重要かと思っております。

犯行ツール対策についても、あるツールを塞げば、また新たなツールに犯罪者が目をつけて利用していくということもありますので、ツールの変化に柔軟に対応していくということが重要です。

取締りについては、県ごとの捜査ではなく、特殊詐欺連合捜査班を活用した全国一体となった捜査を今年の春から始めておりますので、そういった新たな仕組みも活用して、中枢被疑者まで上っていくということが今後の課題でございます。以上でございます。

(内山座長)

どうもありがとうございます。それではここまで説明のあった内容について、お気付きの点や御質問等がありましたらお願いいたします。

ここまでの内容に関する質疑・意見交換については30分程度お時間を取っております。先ほど御案内のあったとおり、挙手機能を用いて御質問をお願いいたします。

それでは、野口先生よろしくお願いたします。

(野口委員)

御説明どうもありがとうございました。一橋大学の野口と申します。

冒頭、飯利政策立案総括審議官から、今回の政策評価は、その在り方を大きく変えた三か年の試行期間のうちの二年目であるという話があり、また政策評価については二つの視点が重要である、一つは政策改善のための評価となっているか、もう一つは国民への分かりやすさ等だ、というお話がありました。

そのような視点から拝見をいたしますと、去年も大きく変わったと思いましたが、今年それが一段と良い方向に変わり、非常に分かりやすく、政策を改善するための評価になってきたという印象を受けました。昨年以前の政策評価の状況を知っている私からすると、本当に大きく改善したという感想を持っております。

特に政策の評価というのは、もちろん政策を改善するためのものであると思いますが、その中身としては二つあると思っております。

一つは、本日の御説明の中にもあったように、パフォーマンスが上がっていない、例えば検挙率がなかなか上がらないというようなことが可視化されて、そこをもう少し強化していかなければならないという面があるかと思っております。

もう一つは、資料の中にオレンジ色にして記載していただいている「外部要素」という言葉で表現されているものです。昨年と比べて今年、今年と比べて来年ということだけではなく、日本の社会の動きを踏まえ、今までには考えていなかったけれども、これからの政策の中に入れていかなければならない視点というのが、このオレンジ色の枠の中に随分と示されてきているような気がいたします。これは、過去と現在を比較するだけではなかなか出てこないものの、政策を改善していくためには大変重要な要素となるのではないかと感じており、そのような目で見ると非常に分かりやすく、また政策を改善するための評価となっていると思っております。感想なのですけれども、私からは以上です。ありがとうございました。

(内山座長)

続いて横山委員、よろしくお願いいたします。

(横山委員)

ありがとうございます。要点を絞った分かりやすい御説明をいただき、フォローするのが非常に容易になりました。先ほど野口先生がおっしゃったとおり、整理の仕方や議論の流れ等がとても進化しており、データも多いので、これを直ちにフォローするのは簡単ではないということは分かりつつも、一般の国民の方に対しても、要は何を重点的に行おうとしているかということが分かりやすくなってきているという印象です。

一点、非常に細かいことですが、思ったところをあえてコメントさせていただきます。これは一例なのですが、確か基本目標2の業績目標1のところの説明があった、検挙率が目標に達していないということについて、目標を達成してないことが良い悪いと言うつもりは全くなく、御説明いただいたコロナ禍の特殊な環境下だったという背景は理解した上でなのですが、その目標設定の在り方について、特に定量的な数字の場合には、何が正しい目標設定なのか、何を設定するべきなのか、というのは民間企業の場合も当然論点になり得ると思っております。

例えば、資料に記載のある殺人の検挙率は、もちろん現場としてはゴールとして100%を目指されるということではあると思うのですが、頑張れば頑張るほど、平均値を上回っていくことが徐々に難しくなるのだと思います。もちろん平均値を上回るというような目標設定をすべきものもあれば、ものによっては何かしら絶対値、これぐらいの水準というのは維持したい、という目標設定もあってよいのではないかと感じました。

結局、目標というのは、それなりにストレッチをした、アチーブブルな、実現可能な目標を設定するということが大事だと思っております、そのような観点では、それぞれの指標においてどのような目標設定が適切なのかをお考えいただくような余地もあるのではないかと思います、というのが気付いたポイントでございます。

(親家審議官)

御回答させていただいてよろしいでしょうか。

まず、委員のおっしゃったように、例えばお話がありました殺人というのは、これは5年平均を上回るというよりも、ほぼ全て検挙しておかないと国民としては不安であるため、その水準をほぼ100%で維持できているかどうか重要でございます。強盗についてもそのようなところがあるかと思えます。

一方で母数が多いものについては、全部やりきれない、手が回っていないということもありますので、いかに効率的に捜査をして、少しでも多く検挙して事件を解決していくかということを考えなければならないという意味で、我々も罪種ごとに見ているところでございます。

それから、5年平均ということにつきましても悩ましい問題だと思っております、昔は対前年比で単純に比較して、減ったとはいっても去年が増えていただけではないか、ということもしばしばありました。治安情勢、社会情勢の変化がない状況であれば、5年程度の平均を見れば、過去この程度だったので今年は良かった、悪かったというのが分かるわけですが、今回のコロナ禍のような要素があり、コロナ禍が明けて社会が変わってきたという状況がある中では、どうしても単純に5年平均を考えるとうまくいかないという点も見えてきました。

また、侵入窃盗もコロナ禍が明けて犯行形態が変わってきているところもあります。昔は数多く犯行を重ねるという形態だったのが、最近は高額な金があるところを狙い撃ちにしていく形態も増えていると聞いております。そうすると、件数・発生自体は減っているものの被害総額はそこまで変わらない、ということにもなりますので、検挙率が減少している、認知件数が減少しているということを見て、何かおかしいなど、何か犯罪傾向が変わったのではないか、ということに気付けたというのが、今回の感想でございます。

(内山座長)

司会で恐縮ですが、私の方から質問させていただきたいと思えます。

まず、「子供の性被害防止対策の推進」について、事前に既にお答えもいただいておりますが、確認のため質問させていただきます。細かい点ですが、別紙1に具体的な数字が出ていますが、児童ポルノ事犯について、令和5年度は前年と比べて被害児童数や検挙件数が下がっているということが記載されており、これ自体は良いことに思われますが、このような案件は暗数もかなりあると思われるところ、暗数も含む発生件数自体が減っているのかどうか、御見解をお伺いできればと思えます。

(和田審議官)

お答えいたします。御質問いただいたことですが、児童ポルノ事犯の中には、児童が自らを撮影してそれを提供してしまう、自ら撮影して被疑者となる事案が残念ながらござい

ます。そうした事案をなくしたいということで、別紙の左側のパンフレットといったものを用いて、児童あるいは保護者に対して広報啓発を重点的・積極的に推進しましたところ、令和5年中で前年比マイナス95件の検挙件数の減少ということがございました。

加えて、刑法が改正され、その中で例えば撮影罪といったものとの数字の比較、関連の中で、どういったトレンドで進んでいくのかということのを慎重に吟味していく必要があると思っておりますが、SNS事業者に対する働き掛けや、児童ポルノの撮影の場としても利用される施設への働き掛け等によって、一定の広報効果が現れているものと現時点評価をさせていただきます。

(内山座長)

どうもありがとうございます。様々な総合的施策をしていただいて効果が現れているように見えますが、その上で政策評価、EBPMの観点から申し上げますと、大事なのは次の政策にどう活かすか、ということだと思います。やはり政策に使える資源は限られておりますから、その資源をいかに有効に活用するか、という観点が大事になってきます。もちろん総合的に進めていくことは大事なのですが、その中で特に効果のある政策に資源を振り向けるという観点もあってよいのではないかと思います。これはこのテーマだけに関するのではなく、警察全体の政策に関わることでもございますけれども、そのような視点があってよいのではないかという気がいたします。ただその場合には、この政策を行うとこれだけ結果が変わった、というような効果測定が必要となります。本当の意味での政策評価というのは、学術的にはそれが理想であり、それを行うにはまた大変なりソースが必要ですので、一朝一夕にはできないと思っておりますが、目指すところはそこにあると思っております。

効果測定について、それなりにやりやすいものは広報啓発チラシです。EBPMの世界では、ナッジといわれる、非常に小さな工夫で相手の行動を変えるという手法があります。例えば、EBPMの世界で評価された実験として、どのようなメッセージを掲げると有効なのか、どういった事案の抑制・防止に有効なのかというのを、実際にいくつかのグループに分けて、一方にはこういうメッセージ、他方には別のメッセージを与えて、その行動がどう変わったかを確認するというものがあります。子供を対象として実験するのは倫理的問題もあるので難しいのかもしれませんが、例えばの話、仮の話ではございますが、同じコストをかけるならば、できるだけ効果のある施策を実施した方がよい、ということでございます。

このような手法について、即時に御対応いただくことは難しいかもしれませんが、中長期的に御検討いただければと思います。

他の委員の先生方で、この点について御質問ある方、いらっしゃいませんか。

それではこちらの議題については終わりといたしまして、続いて議題1の「道路交通環境の整備」部分と、議題3の規制の事後評価書のうち「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」以外に関するものについて、警察庁から説明をお願いいたします。

(阿部審議官)

交通局担当審議官の阿部でございます。議題1に関しまして、基本目標4の「安全かつ快適な交通の確保」のうちの業績目標3「道路交通環境の整備」について御説明いたします。最初に令和5年度までの取組と目標の達成状況を御説明し、その後それを踏まえた課題と今後の取組の重点について御説明いたします。

資料の二枚目から御説明させていただきたいと思います。左側の具体的な取組状況を御覧ください。まず一つ目といたしまして、各都道府県警察において交通安全施設等の整備を推進しまして、令和5年度末時点で信号灯器の約73%をLED化するなどをしております。

二つ目でございますが、生活道路対策等を推進するとともに、自転車通行空間の整備を推進したということございまして、令和5年度中にゾーン30プラスを62カ所整備しております。

それから三点目でございます。広域交通管制システムの活用ということで、令和6年の能登半島地震、G7 広島サミット等において、この広域交通管制システムを活用したということをご記載してございます。

それから四点目としまして、今後の交通管制の在り方に関して、自動車メーカー等が収集した情報を用いて、車両感知器の数を減らした信号制御の実証実験を行ったということをご記載してございます。

次に、このような取組を通じて目標がどの程度達成されたかについて御説明いたします。右側の達成目標に対する成果を御覧ください。

達成目標について令和3年度から5年度までの実績を見ますと、上3つ、①の死傷事故の防止、②の1の通過時間の短縮、②の2の二酸化炭素排出量の抑止、については、やや低調な状況となっております。次の②の3の信号機のバリアフリー化についてはおおむね順調である一方で、音響信号機やエスコートゾーンの整備はやや低調という状況でございます。その下2つ、③の老朽化した信号制御機数、④の信号機電源付加装置の整備はおおむね順調となっております。

続きまして一枚目にお戻りください。こうした状況を踏まえた課題と今後の取組の重点について御説明をいたします。まず主な取組の一つ目、交通安全施設等整備とそれに対する効果測定ということですが、先ほど御説明しましたとおり、一部の達成目標がやや低調な状況となっております。そこで、厳しい財政状況の中でございますが、必要性が低下した交通安全施設等の撤去を進めるとともに、重要性・必要性に応じた資源配分を行うことが重要であると考えております。現在警察庁では、「持続可能な交通規制の推進」に取り組んでいるところでございまして、これを拡充してまいりたいと考えております。具体的には、横断歩道標識の省略ですとか、横断歩道表示の白線の設置間隔の柔軟化に係る法令改正にも新たに取り組んでいるところでございます。

次に二点目の「生活道路対策等の推進」でございます。依然として幅員の狭い道路（いわゆる生活道路）における交通事故死傷者数の全体に占める割合が多くなっております。そこで、ゾーン30プラスの更なる推進に加えまして、道路標識等によらない生活道路対策として、中央線のない道路等の法定速度の引下げに係る法令改正に向けて、取組を進め

ているところでございます。

その他三点目、四点目につきましても、必要な見直し等に取り組むこととしております。

議題1につきましては、ひとまず説明を終わらせていただき、続いて議題3の規制の事後評価書に関しまして、令和元年の道路交通法の一部改正法、令和元年の道路交通法施行令の一部改正政令、令和3年の道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令の3つの法令によりまして新設又は緩和された規制について、御説明をいたします。

まず資料50頁目でございますが、使用条件を満たさない場合における自動運行装置の使用禁止、作動状態記録装置による必要な情報の記録及びその記録の保存義務の新設・作動状態記録装置の記録の提示、そして自動運行装置使用中の運転者に対する携帯電話使用等の禁止の解除についてでございます。

これらは、自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規制を新設又は緩和したものでございます。

これらの規制の新設又は緩和の効果はお手元の事後評価書に記載のとおりでございますが、いずれにつきましても事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、規制又は規制緩和を継続することが妥当であると結論付けております。

なお、いずれの規制に関しましても、新設又は緩和した義務に対する違反行為の取締り件数はゼロ件でございます。また、規制の内容に係る交通事故は発生しておりませんが、今後の自動運行装置を備えた自動車の普及状況を踏まえ、取締り件数及び交通事故の発生状況を注視してまいりたいと考えております。

次に資料62頁目からの免許の効力の仮停止の対象行為の追加についてでございます。こちらは、携帯電話使用等の違反行為により交通事故を起こして人を死傷させた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象としたものでございます。本規制の効果は事後評価書に記載のとおりでございますが、危険運転者を早期に道路交通の場から排除する効果、またそれによって発生する可能性があった交通事故を防止するという効果が得られていると考えておまして、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じていないことから、本規制を継続することが妥当であると結論付けております。

最後に資料66頁目からでございますが、自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の政令で定める最高速度の改正、そして資料79頁目からのミニカーの積載の制限に関する規制の見直し、それから小型特殊自動車の積載の制限に係る規制の見直しにつきまして、こちら現在事故件数のデータを分析中ということでございます。以上で私からの発表を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

(内山座長)

どうもありがとうございます。それでは、ここまで説明のあった内容についてお気付きの点や御質問等がありましたらお願いいたします。

野口先生お願いします。

(野口委員)

御説明どうもありがとうございました。

まず資料2の実績評価書について、前もって御質問をさせていただいて、既に御回答を

いただいているところで、交通安全でインフラの整備というと道路のことばかり気にするのですが、改めて信号機というのが非常に重要であるということをお教えいただき、またなかなか予算がつかないという話も教えていただいたので、頑張って予算を取ってきてくるようお願いします、と言わなければいけないと思いました。

質問は形式的なところで恐縮なのですが、先ほどオレンジの枠が結構効いているという話をいたしました、この基本目標4の業績目標3だけオレンジの外部要素の枠がないのは、それ以外の内容で記載することが多かったからなのか、それともこの領域においては特段外部要素がなかったからなのか、というのが質問の一つです。

もう一つは道交法に関するところで、これも事前に質問させていただいて、現在分析中であると御説明の中にもあったのですが、資料4の事後評価書の66頁からの加速減速車線の規制の箇所、ここだけ少しパフォーマンスが乗っていないような気がいたしましたので、分析の結果が出ればそれを共有していただきたいと、質問というよりはお願いになります。以上二点です。よろしくお願いいたします。

(阿部審議官)

まずは二つ目の方からお答えさせていただきたいと思います。

先生御指摘のとおり、まだ分析中という前提ではございますが、現在出てきているデータですと、少し事故の数が上がっているように見えるところではございます。これをどう見るか、ということでございますが、分流合流における交通事故の発生件数自体が少なく、また統計の取得期間が短いということでございまして、統計の分散が大きく、少し事故が起きると大きく跳ね上がる、という傾向がございますので、まだ今の段階で一概に比較することは困難であると思っております。

一方でこの間のデータを見ますと、合流時における死亡重傷事故の発生件数は減少しており、分流時の交通事故全体の発生件数も減少しております。そういった点を考慮しますと、一定の評価はできるのではないかと思っております。

また、もともとこの規制緩和は自動運転の普及を見据えて行ったものでございまして、長期的には自動運転車の普及が進んで、交通事故の削減や渋滞緩和等の効果が見込まれると考えておりますので、現時点では、結論として、本規制緩和については、事前評価の判断に影響を及ぼす差異は生じていないと考えているところでございます。一点目につきましては、担当の課の方から御説明させていただきたいと思っております。

(岩瀬課長)

交通規制課長の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど御質問がありました外部要素でございますけれども、道路交通は言うまでもなく、我々が整備するインフラ以外にも、様々な要素が絡まっているものでありまして、典型的には道路のインフラが整備されていくことによって交通事故の防止に非常に役立つ、ということは当然のごとくでございます。また、先ほどありましたゾーン30や生活道路といったものは、むしろ道路管理者の方に一生懸命やっただけの部分もありまして、常日頃連携しているものであります。これらをどのように政策評価に反映させるかというのは、我々も勉強させていただきたいと思っておりますが、外部要素はむしろありすぎるほ

どある、というのが交通を担当している者としての実感ではございます。

(野口委員)

御回答どうもありがとうございました。後半でいただいた御説明で、外部要素はありすぎるほどある、という話が非常に印象的でしたけれども、昨年のこの会議でも申し上げましたとおり、もともと警察の政策評価の中でも、交通はよく評価をされて分析をされている領域だと思しますので、そこでもう既に織り込まれているものも多くあるのかなとお伺いいたしました。

また最初に御回答いただきました資料4については、今の御説明をお伺いしていて、確かに事故の件数や死傷者数だけではなく、もし車線の規制が変わっていなかったらどのような事故になっていたかという質的な中身であるとか、あるいは自動車の運転の状況といった、複合的な要素を見ながら数字を検討していく必要があるということをお勉強させていただきました。ありがとうございました。

(内山座長)

どうもありがとうございます。他の委員の方は何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩を入れるということでよろしいでしょうか。5分間の休憩としたいと思いますので、11時ちょうどにまた再開したいと思います。それまでにお戻りいただくようお願いいたします。

(休憩)

(内山座長)

それでは再開いたします。議題1の「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」、「災害への的確な対処」、「サイバー事案対策の推進」及び「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」部分について、警察庁から説明をお願いいたします。

(藤井理事官)

それでは「重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処」及び「災害への的確な対処」につきまして、千代延警備局担当審議官よりお願いいたします。

(千代延審議官)

警備局担当審議官の千代延でございます。それでは私の方からまず「重大テロ事案等を含む警備犯罪の的確な対処」につきまして御説明させていただきます。

まず資料の一枚目の現状を御覧いただければと思います。従来からのテロ、ゲリラ等の脅威に加えまして、岸田総理への爆発物使用襲撃事件の発生にみられますように、近年はいわゆるローン・オフエンダー、特定のテロ組織等々との関わりのないままに過激化した個人による違法行為の発生リスクが現実化しております。また、性能の著しい向上により海外における攻撃事案での活用事例が見られるドローンによる脅威など、脅威が多様化しているところであります。

これに対する主な取組を資料左側で五項目列挙しておりますけれども、その詳細につきましては、別紙の左側に具体的に記載させていただいております。

昨年は5月にG7広島サミットが開催されました。関係閣僚会合を含めまして、年間通じてその警備の完遂を大きな目標に定め、主要警備対象勢力による違法行為の取締り、重要施設等の警戒警備、ドローン対策の充実強化、各種訓練等に取り組んだところであります。

また新たな取組といたしまして、二つ目の項目のとおり、ローン・オフエンダー等対策の強化のため、警備部門に司令塔を置き、情報の一元的な集約、危険度評価等を行う新たな業務モデルの試行実施を行いました。別紙の右側に移りまして、その主な成果であります。「主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙状況」には、警備犯罪の取締りに係る成果指標として、主要警備対象勢力に係る事件の検挙件数をお示ししております。また、その下の「治安警備の完遂状況」及び「ローン・オフエンダー等対策の強化と重大事案等の発生」は、重大テロ事案等の予防という観点から、定量的なものではなく、定性的に事例をお示ししているものであります。まず、治安警備の完遂状況でありますけれども、先ほど申し上げましたG7広島サミット等警備につきまして、全国警察の総力を挙げて臨み、警備を完遂したこと、またイスラエルとハマスの戦闘が激化する中で、イスラエル大使館付近に突入しようとした車両を警備に従事していた機動隊員が阻止した事例について、それぞれ記載しております。「ローン・オフエンダー等対策の強化と重大事案等の発生」につきましても、昨年の4月に岸田総理への爆発物使用の襲撃事件が発生した件についてであります。要人の警護等につきましても、昨年の政策評価から、本業績目標から独立させた形で新たな業績目標として取り出して評価することといたしましたが、事案の重要性に鑑みまして、本業績目標の中でも記載した次第であります。

資料の一枚目に戻らせていただきます。中央に課題の項目がございますけれども、一つ目、三つ目、五つ目の緑枠にありますとおり、違法行為の取締りの推進、情勢を踏まえた警戒警備の見直しや訓練等を挙げておりますほか、岸田総理の事件についてはローン・オフエンダーによる犯行と考えられますことから、二つ目の緑枠にはローン・オフエンダー等対策についての試行結果を踏まえた全国展開の必要性、四つ目の緑枠にはドローン対策について、利活用と対処の両面から一元的に推進する必要性等について記載をしております。

今後の取組の重点でありますけれども、これらの課題を具体的に実行するために、ローン・オフエンダー等対策の新たな業務モデルの運用状況の検証や見直し、各種装備資機材やドローン関係資機材に関する海外を含めた技術動向の調査や整備等について記載をしております。以上となります。

それでは引き続きまして、「災害への的確な対処」について御説明をさせていただきます。まず一枚目の現状を御覧いただければと思います。災害が激甚化・頻発化する中で、これまでも資機材の整備や訓練の高度化を図り、発災時の救出救助等を行ってまいりましたが、本年1月に能登半島地震が発生し、災害警備活動を実施したところであります。

主な取組は資料の左側で三項目列挙しておりますけれども、これにつきましても別紙を御覧いただければと存じます。別紙の左半分に具体的に記載させていただいておりますけれども、まず一つ目の青枠にあります災害警備活動の実施としまして、被災者の救出救助等

の被災現場における活動、また情報収集や指揮体制の確立等の警察庁や警察本部における活動に取り組みました。

また、発災時に的確に対処できるように、平素から二つ目の青枠にありますような災害対策用資機材の整備、三つ目にありますような実戦的な訓練にも取り組んでいるところがあります。

資料右側の主な成果の部分について、実際に起きた災害に対してどのような災害警備活動を実施することができたのかという観点で、令和5年度中はやはり本年1月に発生した能登半島地震を挙げるべきであると考えております。通信途絶、道路寸断、断水等の過酷な環境下におきまして、全国警察を挙げて被災者の救出救助、安否不明者の捜索等の各種警察活動を実施し、例として記載のとおり実際に過去に整備した資機材を活用して要救助者を救助した事案もございました。一方で様々な課題も浮き彫りになったところでもあります。

資料の一枚目にお戻りいただければと思います。資料中央の課題のところを補足しつつ御説明したいと思います。

一つ目の緑枠の災害警備活動の実施につきましては、能登半島地震では例えば二つ目のチェック項目にありますように、半島という地理的な特性から被災地への迅速な部隊派遣に課題が見られ、また三つ目のチェック項目のとおり、警察としては救出救助活動だけではなく、集落全体が避難するような状況となった地域での防犯対策を充実させるための取組を行う必要もございました。

さらに二つ目の緑枠にある災害対策用資機材の整備につきましては、被災地への迅速な展開のために、先ほど申し上げましたような事情から一部の部隊は自衛隊ヘリによる空路輸送を行ったわけですけれども、携行できる資機材が限定されましたので、そういった空路輸送を想定した資機材の整備等が課題である点を記載しております。

また三つ目の緑枠にありますとおり、あらゆる災害に対してよりの確に対処できるよう、訓練等による災害対処能力の更なる向上が必要である点について、それぞれ記載をしているところでございます。

これらの課題を受けた今後の取組について、これは全体に係る部分ではありますが、現在庁内にワーキンググループを設置し、資料右側に記載の各項目のような形で論点の整理をしております。予算要求や制度検討を含めた方向性を取りまとめて、順次措置を進めているというところでございます。警備局からは以上となります。

(藤井理事官)

ありがとうございます。続きまして、「サイバー事案対策の推進」につきまして、阿部サイバー警察局担当審議官、よろしく申し上げます。

(阿部審議官)

サイバー警察局担当審議官の阿部でございます。資料に沿って御説明申し上げたいと思います。

一枚目について、まず業績目標につきましては、国内外の関係機関等と連携し、サイバー事案の取締り及び被害防止対策を総合的に推進することにより、デジタル社会の安全安

心を確保する、と整理させていただいているところであります。

続きまして現状でありますけれども、情報窃取を目的としたサイバーエスピオナージュや重要インフラ等の機能に影響を及ぼすサイバー攻撃が行われているという事実がございます。また、ランサムウェア被害が依然として高水準で推移しているほか、クレジットカードの不正利用被害、あるいはインターネットバンキングに係る不正送金被害が過去最多となるといったような情勢でございます、サイバー空間を巡る脅威は極めて深刻な情勢が続いているというのが、私の見ているところでございます。

これらに対する主な取組及び成果につきまして、二枚目の資料に沿って御説明を申し上げます。二枚目の資料左側の具体的な取組状況、右側の主な成果、指標・事例の中で、二本柱である取締りの徹底及び被害防止対策のうち、まず取締りの徹底部分につきまして、達成目標を設定させていただいております。サイバー事案の取締りを推進するという達成目標に関する主な取組といたしまして、三点記載させていただいております。

まず一つ目として、暗号資産追跡等の都道府県警察が集約した情報を、サイバー特別捜査隊で俯瞰的・横断的に分析して、これを自ら、あるいは都道府県警察における捜査に、必要に応じて活用していくといったような取組でございます。

二つ目といたしまして、警察庁において、サイバー特別捜査隊における捜査で得られた情報等を外国の捜査機関等と共有するなどして国際共同捜査に積極的に参画し、世界的な規模で関連犯罪インフラのテイクダウンに貢献する、あるいはサイバー事案の捜査を確実に進めるといった取組でございます。

三つ目といたしまして、国家背景のサイバー事案につきましては、捜査はもとより、併せてパブリックアトリビューションという手法でその抑止を図っていくという取組でございます。

この三つの取締りの徹底に係る取組に対する成果といたしましては、例えば実際に他人のクレジットカード情報を不正に利用していた事件につきまして、暗号資産追跡の支援を的確に行って、昨年8月には埼玉県警等の合同捜査本部が被疑者5名を逮捕したという事案、あるいはフィッシングツールに係る事件につきまして、サイバー特別捜査隊と大阪府警察がインドネシア国家警察と国際共同捜査を推進した結果、昨年7月に同国において同国人被疑者が逮捕された事案、あるいはサイバー特別捜査隊等がユーロポールの主導する国際共同捜査に参画して共に捜査を推進した結果、今年2月、ランサムウェア攻撃グループ、ロックビットの解体に貢献した事例がございます。

続きまして、二つ目の柱である被害防止対策でございます。まず達成目標につきましては、関係機関・団体等と連携した効果的な被害防止対策を推進するという形で設定させていただきました。これを踏まえ、被害防止対策といたしまして、具体的な取組を四つ記載させていただいております。

一つ目は関係機関・団体と連携をした注意喚起、フィッシング等の注意喚起でございます。二つ目といたしましては、昨今非常に脅威となっておりますランサムウェアについて、医療機関等あるいは大学と連携を強化して対策を強化することでございます。三つ目といたしまして、サイバー防犯ボランティア等をしっかり活用しつつ、JC3とも連携しながら、

一般の国民の皆様に対する広報啓発を進めていくという取組でございます。四つ目といたしましては、違法情報や有害情報対策の取組として、インターネットホットラインセンターやサイバーパトロールセンターを適切に運用していくというものでございます。

成果といたしましては、別紙右側でございますけれども、例えばインターネットバンキングに係る不正送金事犯につきましては、関係省庁の代表的な一つであります金融庁と連名の注意喚起を行っているところでございます。またフィッシングにつきましては、警察庁ウェブサイトにおいて随時注意喚起を実施しておりますほか、インターネットホットラインセンターの運用についても、必要な対応をしているというところでございます。

今後でございますけれども、取締りの徹底の部分につきましては、本年4月にサイバー特別捜査隊がサイバー特別捜査部という形で格上げされており、引き続き今までの取組をさらに質的・量的に向上させ、国際対策への参画、あるいは都道府県を俯瞰した取締りの強化を推進してまいりたいと考えております。

また被害防止対策の部分につきましては、実際に犯罪が起きているその事案、事象ごとに関係機関が異なってくることもございますので、必要に応じてそれらの関係機関と連携を行い、ともに対策を講じていくといったような取組、あるいはインターネットホットラインセンター、サイバーパトロールセンターにつきましても、同様に社会情勢を的確に反映したような形で運用をしていくことを進めていくことが必要だと考えているところでございます。サイバー警察局からは以上でございます。

(藤井理事官)

ありがとうございます。続きまして「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」につきまして、江口犯罪被害者等施策担当審議官、よろしく願いいたします。

(江口審議官)

犯罪被害者等施策を担当しております審議官の江口でございます。どうぞよろしく願いいたします。私からは、犯罪被害者等の支援の充実ということで、令和5年度の実績評価書に基づいて御説明申し上げます。

警察における犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等基本法に基づきまして、政府において定める犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、多岐にわたる施策を総合的に推進しております。

なお、現状のところにも記載をさせていただきましたが、昨年度開催されました犯罪被害者等施策推進会議におきまして、推進項目が決定されましたので、それに基づく取組につきましても、主な取組のところ追加をさせていただいております。また、こちらの主な取組につきましては、経済的支援、精神的支援、それから関係機関・団体との連携を通じた支援の充実、という三本柱の形で記載をさせていただいております。

令和5年度の詳細につきましては、別紙を御覧いただければと思います。左側にそれぞれ(1)から(8)ということで記載させていただいております。

まず、犯罪被害者等給付金の早期裁定に向けての取組ということでございますが、全都道府県警察に対して指導を実施いたしましたほか、早期の仮給付の支給決定に向けて指示

文書を令和5年7月に出したところでございます。

併せて、先ほど申し上げました推進会議決定に基づきまして、有識者の会議というものを開催したところでございます。

これに基づく主な成果として、資料右側の緑の枠内でございますが、犯罪被害を早期に軽減するための給付金の迅速な支給を図るという観点から設定している指標でございます。①の平均裁定期間につきましては令和5年度中は8.6ヶ月となっております。対前年度比では短縮をされたものの達成目標としている第3次犯罪被害者等基本計画期間の5年間の平均値6.9ヶ月は上回っている状況でございます。また、②の仮給付金の支給決定件数につきましては、令和5年度中は44件ということでございまして、対前年度比で増加、第3次犯罪被害者等基本計画における平均値と比較すると大幅に増加をしているということがございます。また公的給付、損害賠償との支給調整、あるいは治療の長期化等の要因によりまして、裁定に要する期間が長期化する場合がございますけれども、令和5年度はこのような状況であったところでございます。

続きまして、具体的な取組の(3)以下ですが、昨年実施した項目といたしましては、自治体に対します見舞金制度の導入、あるいは(6)にありますような条例制定の働き掛けということも行いつつ、警察の部内のカウンセリングの担当者に対する研修等を実施したところでもございます。

さらに(5)でございまして、性犯罪につきましては、なかなか届出に至らない事案も多いわけですが、これらの潜在化を防ぐという意味でも、短縮ダイヤルで相談電話に全国一律でかかるような仕組みを設けており、こういったものの広報等も行ったところでございます。

更には(7)にありますとおり、先ほどの推進会議決定に基づきます地方の体制強化に向けた検討会を開催したり、民間支援団体との連携の強化ということでございますが、フォーラムを開催したりしたところでございます。

主な成果といたしまして、③のところでございますが、他機関も絡むため数値的な指標というのは難しいところもあり、主に事例的なものを記載させていただいております。まず条例につきましては、令和5年4月現在ということで最新のものは整理中でございますけれども、昨年の4月現在ですと46都道府県で対前年比プラス8、13政令指定都市でプラス2、606市区町村でプラス153ということで、条例の制定は増えてきております。

見舞金制度につきましても、導入については徐々に増えてきているという現状がございます。それから途切れない支援の検討会というものを開催いたしましたところ、都道府県の方にコーディネーターを置いた方がいいというような提言をいただきましたので、それについて今後検討していくという状況でございます。

一枚お戻りいただきまして、課題につきまして、まずは犯給金の支給について引き続き速やかに裁定できるようにということで、積極的に仮給付の検討を促していく必要があるなどのことがございます。また、地方における途切れない支援体制の構築ということにつきましても、関係機関、自治体、都道府県を含めまして、連携ということが大事になっておりますので、こちらの方を進めてまいりたいと思っております。説明は以上でござい

す。

(内山座長)

どうもありがとうございます。それではここまで御説明のあった内容につきまして、お気付きの点や御質問等があればお願いしたいと思います。ここまでの内容に関する質疑、意見交換については、30分程度お時間を設けております。

それでは、横山委員よろしくお願ひいたします。

(横山委員)

感想でございますが、年一回この研究会に参加させていただき、毎回警察の方がやってらっしゃる仕事の範囲の広さを改めて認識する機会になっておりまして、本当に皆様多様なお仕事を現場でやっただいてということに感謝の気持ちがございます。

その中で、コンテンツでいうと、野口先生が最初におっしゃった点とも重複してしましますが、基本目標7、業績目標1や基本目標6、業績目標1の外部要素について、社会環境や外部要素の変化をこのような形で定量的なデータに基づいて示していただけると、それぞれ実施されている施策の背景にあるマクロ的な環境変化が分かり、非常に理解が進むと思います。ボリュームの都合もあると思いますが、他のところでもこういったものを今後考えていただけると、皆様が取り組まれているお仕事の背景、変化を一般の方も分かって有意義なのではないかと感じました。非常に分かりやすくなっており、以前に比べても大きな進化だと思ったのでコメントさせていただきました。

(内山座長)

野口先生もお手が挙がっていますのでよろしくお願ひします。

(野口委員)

御説明どうもありがとうございました。私からもコメントになりますが、一見全く異なる領域に見えるサイバーと被害者支援の資料に共通のキーワードである「関係機関・団体との連携」は、一般行政の領域では数値化しやすい施策であると思います。働き掛けた業界団体の数、参加した人の数、あるいは会議開催の回数等、様々な数値化が可能であり、そのような数字によってどれだけ連携を深めたことを示せるかについては色々と議論があるところだとは思いますが、警察の領域では珍しく、数値で示すことができる量的な指標であり、政策評価の際には工夫できる点であると思いました。

(内山座長)

ありがとうございます。警察庁の方からありますでしょうか。

(藤井理事官)

阿部審議官よろしくお願ひいたします。

(阿部審議官)

サイバー警察局の阿部でございます。野口委員、非常に示唆のあるコメントありがとうございます。

警察はその時々的情勢に応じて最も被害防止のために効果があると思われる団体に対して働き掛けを行うという中で、その数の多寡が必ずしも施策の中身、あるいは効果、世の中に対する貢献に直結しないという面もございます。

他方で、我々の中でも、色々な団体に働き掛けていくという形で施策を進めておりますので、その定量的な評価の在り方について工夫ができるかもしれません。今いただいたコメントを踏まえながら、より良いものにしていけるように努めていきたいと考えております。ありがとうございます。

(藤井理事官)

江口審議官よろしくお願ひいたします。

(江口審議官)

横山先生、野口先生コメントありがとうございます。犯罪被害者支援につきましても、数値化は難しい部分もございますが、有用だというコメントであったと理解いたしましたので、引き続き努めてまいりたいと思っております。

(内山座長)

それでは他の方、御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは私の方から申し上げます。まず一つは、事前に御質問させていただき既に回答をいただいている、それについてのコメントです。政策評価においては通常、量的な指標で評価するのが一般的だと考えられています。確かに特殊詐欺や交通事故等、沢山件数があるものについては量的な指標を用いることが有効ですが、一方で災害のように滅多に起こらない、起こってほしくないものについては、量的な指標は当然のことながらあまり意味がなく、そのような場合には量的な評価よりも質的な評価、定性的な評価の方がふさわしいことがしばしばあります。

「災害への的確な対処」の資料において、能登半島地震の経験を踏まえた今後の取り組み重点がいくつか挙げられているように、非常に大きなインシデントについて、それを定性的に、すなわちそのプロセスを丁寧に検討することを通じて、今後の政策に生かす新たな発見を見つけ出すという取組は、非常に大事だと思います。その点で、このような能登半島地震の経験が将来の防災対策に生かされるということを強く期待しております。

次に、「サイバー事案対策の推進」の資料についてですが、サイバー事案の被害件数と被害額が令和5年に急増しており、これが異常な数に見えます。どのような背景、原因が考えられるのか教えていただけますか、お願いします。

(阿部審議官)

サイバー警察局でございます。御指摘のグラフについては、サイバー事案の被害件数ではなく、インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害のグラフとなっております。インターネットバンキングに係る不正送金事犯が令和5年に急増していることが事実としてございます。

その理由について一概に分析することはできないのですが、インターネットバンキング自体が非常に普及してきたということも、理由の一つとしてあるかと思っております。また、不正送金事犯は多くの場合、フィッシングによってアカウント情報、すなわち ID やパスワードを窃取され、それが悪用されて行われるというケースが非常に多いと見ておりますが、そのフィッシングが実は近年急増しており、令和5年が過去最高ということになってございます。したがって、フィッシングが非常に多く、そのフィッシングにより ID やパ

スワード等を窃取されてしまった方も多数いらっしゃって、それがインターネットバンキングの不正送金に悪用されて被害額等が過去最悪になったのではないかと見ているところでございます。御質問ありがとうございます。

(内山座長)

お答えどうもありがとうございます。フィッシングを行うハードルが低くなっている、そのためのツールが流通してしまっているというような背景があるのでしょうか。

(阿部審議官)

フィッシングは我が国のみならず、世界的にも問題となっております。なかなか断言できない部分もありますが、先生がおっしゃったようにツールもございます。また、AI等の新しい技術を使って自動的にフィッシングサイト、フィッシングメールを作ることができるようになってきているというのも、背景の一つにあるのではないかと見ているところではございます。

したがって、フィッシング自体を減らす、フィッシングの被害に遭う方を減らす、フィッシング被害に遭っても不正送金等の被害には遭わないようにする、という多段的な被害防止対策を進めていくことが重要であると考えているところでございます。御質問ありがとうございます。

(内山座長)

どうもありがとうございました。それでは他の委員、何か御質問、御意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこちらの議題についてはここまでといたしまして、次の議題の方に移りたいと思います。次に議題2、令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び議題3、規制の事後評価書のうち「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に関する規制の事後評価書に移ります。それでは警察庁の方から御説明をお願いいたします。

(藤井理事官)

私の方から御説明させていただきます。議題2については、令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表となります。こちらにつきましては、警察庁の政策体系となる22の施策について、関係数値等の推移をモニタリングするほか、来年度以降の評価に向けて指標や達成目標を設定することを目的としたものです。これまで御議論いただいた実績評価書を作成した9つの政策については、それをもって事前分析表と代えておりますので、実績評価書を作成していない残りの13の政策について、現状をモニタリングするというものです。具体的には、対象となる各政策について、主な成果に関する指標や事例、取組、外部要素等、課題、これらを一つにまとめて現状について示しているところでございます。今後の将来的な政策に資するように現状をまとめたという資料となります。

続きまして、議題3の規制の事後評価書のうち、先ほど交通局から御説明いただいた、道路交通法関係以外の評価書について説明いたします。いずれについても、先ほど内山座長からありましたとおり、成年被後見人等に関する制度改正に伴う規制緩和になります。本規制緩和は、成年被後見人及び被保佐人を業務等から一律に排除する欠格条項の存在に

よって、成年被後見人制度の利用をちゅうちょしてしまうといった影響が出ているのではないかという指摘を踏まえて行われたものであります。他省庁所管の法令を含めて、180程度の法律が一括して改正されたものでございます。その中に警察庁の法令も入っているというものでございます。例えば、風俗営業の許可の基準につきましては、成年被後見人等について風俗営業の許可の欠格事由とされておりましたが、こうした欠格条項を削除して個別的、実質的に審査することによって、必要となる能力があるのかないか、これを判断するとしたものでございます。

こういった制度改正をしたところでございますが、現状の成果といたしまして、成年被後見人制度の利用者数につきまして、規制緩和前の平成29年末には利用者数が19万8181人でしたが、規制緩和後の令和5年末には23万848人と増加をしているところでございます。個々の法令改正につきまして、個別の規制緩和と成年被後見人制度の利用者数の増加との間には、個々には必ずしも因果関係があるとは言えないのかもしれませんが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除するといった仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権尊重等を実現することで、成年被後見人制度の利用促進に資するものになっているのではないかと考えているところでございます。私からの説明は以上になります。

(内山座長)

どうもありがとうございます。それでは議題2及び議題3について、お気づきの点や御質問等がありましたらお願いいたします。

特にないということでしょうか。それでは、こちらの方で議論が終了いたしましたので、進行役を事務局の方にお戻ししたいと思います。

(藤井理事官)

ありがとうございます。以上をもちまして一連の議事を終了させていただきたいと思いますが、最後に各委員の皆様方、全体にわたってのコメント等ございましたらお願いいたします。

では内山先生よろしく申し上げます。

(内山委員)

本日は慣れない司会で、特に前半は円滑に進められず、すみませんでした。

私の感想といたしまして、最初に野口先生からもコメントがありましてとおおり、政策評価が新しい方式となったことで、最初は戸惑った点もあったのですが、非常によく整理され、工夫されたものになったと感じました。

一方で、新しい形式にまだ慣れていないだけかもしれませんが、資料が少しごちゃごちゃしてしまっているようにも感じます。指標が達成されたかどうかについて、昔はマルやバツで表現していたところ、そのような単純な評価はやめようということでこのような形式になったのだと理解しており、指標の達成状況についてより適切に評価できるようになった反面、少し見にくさも感じます。

資料等については、引き続き御議論させていただければと思います。よろしく申し上げます。

(藤井理事官)

ありがとうございます。続きまして野口先生、お願いいたします。

(野口委員)

本日も参加させていただいてありがとうございました。

私からはリクエストになります。今回、事前に資料をいただいて質問させていただき、昨日その御回答もいただいたのですが、他の先生方がどのような質問を出され、それに対してどのようなやり取りがあったのかについても共有いただけた方がよいのではないかと思います。そうすれば重複した質問をせずに済み、事前にあったやり取りも踏まえて議論することができるのではないかと思います。非常にタイトな予定の中で大変だとは思いますが、御検討いただけたらと思います。私からは以上です。

(藤井理事官)

大変ありがとうございました。最初に内山先生から頂いた資料の在り方につきましては、今後もより良いものになるように検討を深めてまいりたいと思います。大変ありがとうございます。

野口先生から頂きましたコメントにつきましても、まさにそのとおりに思います。例年、質問を事前に頂いて、その回答をこの研究会の場で各担当から説明するという運用をしてまいりましたので、質問内容が皆さんに分かる形となっておりますところ、今回は事前に回答することといたしました。今後の会議運営に活かしてまいります。大変ありがとうございます。

その他、コメント等ございましたらお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

では最後に、飯利政策立案総括審議官から一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(飯利政策立案総括審議官)

先生方、長時間にわたり熱心な御議論を賜りまして、本当にありがとうございました。いただいたコメントについて、私の考えを申し上げます。

まず、内山先生が最後におっしゃいましたごちゃごちゃ感につきましても、我々も感じているところであります。これはなかなか悩ましい問題でございまして、国民に分かりやすく端的に、また一覽性を持ってお示しするという要素と、我々自身が実務的な気付きを得る、より詳細に考えを深めていくという要素、これらのバランスを考える中での悩ましさと考えております。

その中で、例えば外部要素等につきましては、昨年度は外部要素となる項目だけを記載していた状況でしたが、先生方からも御指摘ありましたように、今回は増減のグラフを入れたり、その外部要素がどのように我々の指標に影響を与えるのかという解釈を一言加えたりといった工夫をしているところでございます。

また、達成目標につきましても、何をもちよとするのか、それともまだ至っていないとするのかという基準の問題がありますが、これはそれぞれの数値の性質によって異なるものであると思います。

先生方からはグラフの数値の背景に関する御質問もいただきましたが、グラフの数値の

増減について、それがよいことなのか悪いことなのか、その背景も含めて端的に説明できるかどうかですとか、まだ様々な課題が残っていると思っております。

一方で、そのようなことを検討する過程自体に意味がある、すなわちどういったグラフや説明を記載するか、その優先順位を判断することが、政策の優先順位を考えるきっかけにもなるような気がいたします。

また、内山先生からチラシの話がございましたけれども、例えばチラシを100枚配ったという事実だけを指標とするのと、チラシをどのような中身、表現、方法で配ったかを指標とするのでは、おそらく政策効果が異なると思いますので、そういった着眼点や気付きもいただけたのではないかと思います。

いずれにしても、今回は三か年の試行的な取組期間の二年目でございます、三年間でなんとか評価方法を確立できればと考えておりますところ、我々としても来年また苦勞するかと思います、先生方にも様々なアドバイスを頂戴できればと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

今回この研究会でいただいた御意見等につきましては、できる限り評価書に反映してまいりたいと思いますが、事務方の負担も考え合わせますと難しい面もあります。来年度の政策評価の過程で解決していくか、あるいは中長期的な課題として引き継いでいくか、そういった点も含め、今後整理をしてまいりたいと考えております。引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

(藤井理事官)

本日は御多忙の中御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

これをもちまして研究会を終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。